

新潟県柏崎市障がい者の多様なコミュニケーション手段の利用及び理解の促進に関する条例（案） パブリック・コメント一覧表

No.	条項・項目	意見の概要	意見に対する議会の考え	条例案への反映
1	全体（障がい者理解）	地域住民の障がい者への理解が進んでいない。地域の体制、理解を広げていくことを希望する。繋ぎ先は社協、福祉課、包括などになると思うが、地域の民生児童委員も上手に利用してほしい。	第8条に基づき施策の推進方針の策定がなされることから、ご指摘いただいた内容を参考とするよう当局に申し伝えます。	なし
2	第2条（定義）第4号	コミュニケーション手段「言語（手話を含む）」を「音声言語、手話言語」に変更 【理由】 過去の柏崎市ろうあ者福祉協会と議会の意見交換においても、「手話に対して正しい理解が普及していない」という訴えが度々聞かれている。音声言語と手話言語は別で表記することが当事者の意思を尊重することにつながる。 障害者基本法で言語（手話含む）と記載されていたとしても、胎内市のように条例において明確に手話を明文化している自治体もある。 知的障害や発達障害の方の中にも、手話を使う方や筆談を使う方がいる。手話言語と表記することが偏った条例になるとは思わない。	平成23年8月に改正された障害者基本法（昭和45年法律第84号）においては、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」と定められています。 国の障害者基本計画の中での表記との整合性を図るため、同様の文言を表記したことをご理解ください。	なし
	その他（逐条解説について）	手話付きの逐条解説動画を作成し、字幕とルビ、及びろうあ者による手話通訳を付けてほしい。 【理由】 市内に住むろう児であったり、文章の読み書きが苦手な高齢のろう者は理解できないと感じる。 現在、オリンピックの開閉会式やテレビの手話ニュースなどは、全く生まれつき耳が聞こえないろう者が手話通訳を担っている。広島原爆資料館の動画もろう者で広島在住の方々が手話通訳をしている。 この条例が柏崎市の誰もが尊重され、安心して住むことができる共生社会の実現を目指しているのであれば、逐条解説の動画を作成し、その動画にはろう者による手話通訳を導入してほしい。ろう者による手話通訳を導入した逐条解説の動画は県内でも珍しく、柏崎市の知名度を上げる機会にもなる。	ご要望の件に関しては、本条例が制定された後に、より市民の皆様へ分かりやすく伝わるよう周知方法について検討してまいります。	なし
	第8条（施策の推進方針の策定）第3項第2号	「障がい児の発達段階に応じたコミュニケーション手段を適切に学び、利用することができる環境の整備に関すること」を追記 【理由】 障がい児が文章から欠落している。	第2条第1号の「障がい者」の定義は、障害者基本法に準じているため、「障がい児」も「障がい者」に含まれていることをご理解ください。ご意見は、今後の施策の推進方針の策定の参考とするよう当局に申し伝えます。	なし
	全体（多様なコミュニ	本条例は、市民が条例を通して障がいの有無に関わらず、共生社会の実現を目指すものであると理解している。一方で、市民が主体	ご指摘の意見は、第8条に関わるものです。 第8条第3項第1号・第2号が関連することから、施策の推進方針の策定において、コミュニケーション手段の学びを考慮	なし

	ケーション 手段を学ぶ 機会の創 出)	となる文言が少なく「市民の役割」しかない。市民の中にはコミュニケーショ ン手段、特に手話に関心を持っている方がたくさんいる。令和7年度の奉仕員養成講座は定員超過であるし、小学校の授業の一環で手話を学んだり、保育園の閉園式で園児が手話に興味があるため、PTAの方々が手話で園歌を披露し、子どもたちも一生懸命覚えて発表していた。このような方々が手話に触れ、学びたいという気持ちを損なわないように今後の施策に反映するだけでなく、条例内でも「市民が障がいのある方々のコミュニケーション手段について学びやすい環境を設けていくこと」を記載してほしい。	するよう当局に申し伝えます。	
	第2条(定 義)第4号	コミュニケーション手段「言語(手話を含む)」を「音声言語、手話言語、触手話」と表記してほしい。 また、字幕、拡大文字も追記してほしい。 【理由】 「手話は言語である」という事を広く市民に理解していただくには、日本語を話す方の音声言語と、手話を使うろう者の手話言語と、分けて表記していただけるとより分かりやすいと思う。また、触手話も手話に比べてもっと知らない人が多いので、追加してもらえるとありがたい。	平成23年8月に改正された障害者基本法においては、「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」と定められています。 国の障害者基本計画の中での表記との整合性を図るため、同様の文言を表記したことをご理解ください。 第2条第4号の「コミュニケーション手段」の定義において列挙しているものは、「障がい者が日常生活又は社会生活を営む上で必要とするコミュニケーションの手段」の一部を例示したものであり、本条例における「コミュニケーション手段」とは、将来的な技術革新により新たなコミュニケーション手段となり得るものも含め、障害の特性に応じて利用される意思疎通のためのあらゆる手段であることをご理解ください。	なし
3	第8条(施 策の推進方 針の策定) 第3項第3 号	「障がい者のコミュニケーションを支援する人材」を具体的に明記してほしい。 【理由】 手話通訳士、要約筆記などと具体的に明記することで、様々な障害があり、それを支える様々な人材が必要であることが広まると考える。	「障がい福祉計画」「障がい者計画」において、意思疎通支援事業や社会参加促進事業に関連して人材派遣や育成を記載しています。これらの計画に沿って策定している条例であることをご理解ください。 施策の推進方針の策定において明記するよう当局に申し伝えます。	なし
	第8条(施 策の推進方 針の策定) 第1項	「本条例に沿って市の施策を推進するための方針を策定するものとする。また本条例に関して様々な立場の人と共に検証する場を設け、定期的に進捗状況を確認するものとする。」としてほしい。 【理由】 本条例に沿ってという一文を加えることで、この条例がさらに強調されると考える。また、この条例の理念である共生社会を実現するためには、障害のある当事者だけでなく、障がいのある人を支える立場の人や、事業者や市民など様々な立場の人が集まり、定期的に条例に対する進捗状況を確認し合うことが必要と考える。	本条例は理念条例であることから、推進方針までは表現できませんが、具体的な施策について盛り込むことはできません。しかし、第8条に基づき施策の推進方針の策定がなされることから、ご指摘いただいた内容を参考とするよう当局に申し伝えます。	なし
	第8条(施 策の推進方 針の策定)	後段に「また、市が行う行事や公共の場において、意思疎通支援の確保に関すること。」を追加してほしい。 【理由】	第8条に基づき施策の推進方針の策定がなされることから、ご指摘いただいた内容を参考とするよう当局に申し伝えます。	なし

第3項第3号	<p>現在、二十歳の集いでは、手話通訳や要約筆記の意思疎通支援が確保されているが、それ以外の市の主催の行事においても意思疎通支援が確保されることで、障がいのある方でも参加してみようと思え、共生社会の実現へ繋がると考える。市が主催の行事においては、意思疎通支援者を確保する事で、様々な立場の人を大切にす優しいまちであることを市内外へPRできるし、市民の障害に対する理解も広がるのではないかと感じる。</p>		
附則	<p>「社会環境の変化等により変更が生じた場合には、条例を適時見直し改正できるものとする。」を追加してほしい。 【理由】 様々なコミュニケーションツールが発達してきた現代においては、社会の変化に応じて条例の内容も変化し、時代にあったより良い条例になっていくといいのではないかと考える。</p>	<p>条例の性格上、社会環境の変化等が生じた場合には適時適切な改正がなされると考えております。</p>	なし
全体	<p>① 条例ということで、抽象的な表現になってしまうのだと思うが、この条例を読んだだけでは具体的なイメージができない。また、手話を第一言語とするろう者にとって、日本語の文書を理解することが苦手であり、発達に障がいを抱える人にとっても、この条例文は難しいのではないかと感じる。第2条の4号のコミュニケーション手段に「平易な表現」と記載されているように、小学生でも理解できる平易な表現での条例や、条例が具体的に何を示しているのか理解できるような解説が必要ではないかと考える。「逐条解説」を是非作ってほしい。</p> <p>② この条例では音訳、点訳が作られたが、手話を第一言語とするろう者に対する手話の動画も作ってほしいと思う。</p> <p>③ この条例を作るにあたり、当事者（聴覚障がい者、盲者など）や、当事者を支えている立場（事業者や市民、ボランティア団体、NPO法人など）の方との意見交換の場を設けてほしかったと感じる。以前は、ろう者と議会側での意見交換の場は設けていただき、直接想いを聞いていただけことは大変ありがたかった。今回の条例では、様々な障がいの方や市民を対象とされているので、様々な立場の人の意見を聞いてもらえると良かったのではないかと考えた。</p>	<p>①② ご要望の件に関しては、本条例が制定された後に、より市民の皆様へ分かりやすく伝わるよう周知方法について検討してまいります。</p> <p>③ これまでに議会に寄せられた様々な団体からの要望を受け止め、また、担当課に寄せられた多くの声を参考にしながら策定を進めて整理したものであることをご理解ください。</p>	なし
第8条（施策の推進方針の策定）第3項第2号	<p>「障がい児の発達段階に応じたコミュニケーション手段を適切に利用することができる環境の整備に関すること。」を追加してほしい。 【理由】 子ども基本法での子どもの定義は18歳未満であり、障害を持つ子どもにとって発達、成長過程で学びの環境が変わること、また進</p>	<p>第2条第1号の「障がい者」の定義は、障害者基本法に準じているため、「障がい児」も「障がい者」に含まれていることをご理解ください。ご意見は、今後の施策の推進方針の策定の参考とするよう当局に申し伝えます。</p>	なし

		学、就職などの進路選択においても必要な施策を考えなくてはならないと考える。		
	その他（制定から施行までの取り組み）	<p>市民への条例説明会、理解促進活動をあらゆる場を通じて実施してほしい。</p> <p>定義にある事業者に対しても同様に実施してほしい。</p> <p>市民、子どもに分かりやすい条例とするために逐条解説が必要である。……例えば、障害者差別解消法では、「事業者」とは、商業その他の事業を行う企業や団体、店舗であり、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同じサービス等を反復継続する意思をもって行う者とあり、個人事業主やボランティア活動をするグループなども「事業者」に入る。対象となる「分野」教育、医療、福祉、公共交通など、日常生活及び社会生活全般に係る分野が広く対象となるため、定義についても解説が必要。さらに障がい者についての定義も、手帳を持っている人だけが対象ではなく、障害者手帳を持っている人に限らず、身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人、そのほか心や体のはたらきに障害のある人で、継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受けている全ての人であることから解説は必要。</p> <p>小学生、中学生、高校生向けの条例文が必要。また学校教育の場において副読本に「市民参加のまちづくり条例」とともに、本条例を記載し学習資料にしていきたい。</p>	ご要望の件に関しては、本条例が制定された後に、より市民の皆様へ分かりやすく伝わるよう周知方法について検討してまいります。理解促進活動については、施策の推進方針に示すよう当局に申し伝えます。	なし
	第4条（市の責務）に第4項を追加	<p>「市は、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用及び理解の促進に関する施策の推進に当たっては、障がい者及びその支援者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するものとする。」を追加してほしい。</p> <p>【理由】</p> <p>意見聴取を入れるべき。長岡市障害者差別解消支援地域協議会では、さまざま関係各所から意見を吸い上げ共有することで、改善対策につなげている。</p>	ご意見を踏まえ、第4条第3項に追記します。	あり
4	第6条（事業者の役割）第2項	<p>「事業者は、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用機会を確保するために、必要かつ負担が重すぎない範囲で合理的な配慮を行うものとする。」と文言を一部追加してほしい。</p> <p>【理由】</p> <p>条例なのでストレートさも大事だが、いきなり合理的配慮というワードが唐突なので、緩衝的な文言を入れてもと思う。</p>	<p>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の改正により、令和6年4月1日から事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が法的義務となりましたが、合理的配慮は「過度な負担」を事業者に強い範囲にとどまっているなど、本来の業務に付随しない内容に関しては合理的配慮の提供義務に違反しないともされています。</p> <p>よって、言葉の表現として唐突感はあるかもしれませんが、事業者に対し負担が重すぎない範囲での配慮はなされていることから、表現については原案のとおりとします。</p>	なし

	第6条（事業者の役割）に第3項を追加	<p>「事業者は、環境の整備の重要性について理解を深めるとともに、自らの事業活動において、コミュニケーション及び受入体制等の充実に努めるものとする。」を追加してほしい。</p> <p>【理由】 合理的配慮に罰則規程がない半面、条文の内容だけではぼやけるので、義務であることを強調してもと考える。</p>	<p>第8条第3項第2号において、「障がい者がそれぞれの障がい特性に応じたコミュニケーション手段を適切に利用することができる環境の整備に関すること」を施策の推進方針に定めることとしており、第6条第1項において、「市が推進する施策に協力するよう努めるものとする」としていることから、ご意見の趣旨は網羅されています。</p>	なし
	第8条（施策の推進方針の策定）第3項第1号	<p>「障がいの多様なコミュニケーション手段に対する理解を促進することができる研修や学びの提供に関すること。」と文言を一部追加してほしい。</p> <p>【理由】 3項3号は、専門支援員的の養成的なことだと思うので、市民、業者者の役割項目に追加いただきたい項目なので、具体性を持たせてみた。</p>	<p>第8条第3項第1号にある「障がいの多様なコミュニケーション手段に対する理解の促進」とは、理解を促す研修や学びの提供も含まれているものと認識しています。施策の推進方針の策定の際にあらためて当局に申し伝えます。</p>	なし
	その他	<p>トータル的には、障がいのある人もない人にもやさしいまちとして、ハード面よりソフト面における接遇研修の受講等がある程度義務化し、受講済の事業者に対して、仮称（やさしい事業者）のマークなどを制作し、全市的に貼付していくなどの取組として条例の意義が浸透していくことを期待している。</p>	<p>ご提案は、今後の施策の推進方針の策定の参考とするよう当局に申し伝えます。</p>	なし
	法の対象範囲について	<p>コミュニケーション手段「言語（手話を含む）」を「言語（手話言語を含む）」に変更</p> <p>【理由】 国際障害者権利条例では、音声言語と手話言語があると明記されている。また、柏崎市において、一般市民の認識として手話が言語としての認識は浸透しているとは思えない。手話言語として明記することで、より周知徹底できると考える。</p>	<p>平成23年8月に改正された障害者基本法においては、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」と定められています。</p> <p>国の障害者基本計画の中での表記との整合性を図るため、同様の文言を表記したことをご理解ください。</p>	なし
5	第4条（市の責務）第3項	<p>「市民及び事業者と連携」を「市民、各種別障がい者団体及び事業者と連携」に変更</p> <p>また、別の適当な表現で障がい当事者と連携する文言を明記いただきたい。※ここでいう各種別障がい者団体とは、肢体不自由、視覚障害、ろう者、知的・精神障害（保護者を含む）団体等をいう</p> <p>【理由】 企画政策委員会では、市民という2文字の中に、障がい者（障がい者団体）も含まれるとの見解と思うが、明記していただきたい。この度の条例案の作成に関係して、障害者団体へのヒアリングはなかったと思う。当事者からの意見・要望を聞く機会を設定していただきたい。また過去には、市役所の庁舎建設に当たり、障害者団体と市企画政策課との意見交換会があり、庁舎建設設備の細部にわたり提出し、庁舎の施設整備に具現化されている。</p>	<p>第2条第3号において「事業者」を定義しています。</p> <p>障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（令和5年3月14日閣議決定）によると、「事業者」とは、商業その他の事業を行う企業や団体、店舗であり、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同じサービス等を反復継続する意思をもって行う者となります。個人事業主やボランティア活動をするグループなども「事業者」に入ります。</p> <p>これまでに議会に寄せられた様々な団体からの要望を受け止め、また、担当課に寄せられた多くの声を参考にしながら策定を進めて整理したものであることをご理解ください。</p>	なし

6	題名	<p>「利用及び理解の促進」を「理解及び利用の促進」に変更</p> <p>【理由】 第3条の基本理念にあるとおり、障がい者のコミュニケーション手段には様々な手段があることを、まずは「理解」し、その上でその手段を「利用」するものではないかと思う。これに伴い、条文も変更する。</p>	<p>障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和4年法律第50号）の趣旨を踏まえ、障がい者の多様な意思疎通手段における情報取得等に係る施策を具体的に定め、全ての市民の社会参画を目指す条例としたことから、「利用」「理解」はこの順序としました。</p>	なし
	前文	<p>① 「柏崎市は、障がい者を含む全ての人が」を「柏崎市は、全ての市民が」に変更</p> <p>【理由】 「全ての人」には障がい者も含まれることから、あえてこの言葉を記載する必要はないのではないかと。また市条例であること、「柏崎市は、」で始まっていること、第5条、第7条でも「市民」としていることから、「全ての市民」とした方がよい。</p> <p>② 全文改正し、「そのような社会を実現するため、障がい者がコミュニケーションをする上で障壁（バリア）があることへの理解及び障がい者には障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段があることへの理解を促進し、障がい者がそれぞれの障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段を利用することができる環境づくりを推進していく必要がある。」に変更</p> <p>【理由】 「障がい者がコミュニケーションする上で障壁（バリア）があることへの理解」の言葉は、新潟県の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」を参考に追記した。また「理解を促進」し「利用することができる環境づくりを推進」するに、条文の前後を入れ替えた。もし障壁はないのであれば、「障がい者がコミュニケーションをする上で障壁（バリア）があることへの理解及び」は不要かと思う。</p>	<p>① 第7条において、市を来訪する障がい者（市民でない方）も対象としていることから、原案のとおりとします。</p> <p>② 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、障がい者の多様な意思疎通手段における情報取得等に係る施策を具体的に定め、全ての市民の社会参画を目指す条例としたことから、原案のとおりとします。</p>	なし
	第1条（目的）	<p>「この条例は、障がい者の多様なコミュニケーションの理解及び利用の促進を図るための基本理念を定めること並びに市の責務、市民及び事業者の役割を明らかにすることにより、<u>全ての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、様々なコミュニケーション手段を利用して、相互に人格と個性を尊重し合いながら安心して暮らせる地域共生社会の実現に寄与することを目的とする</u>」のように下線部を加筆・修正する。</p> <p>【理由】 「及び」と「並びに」を法律用語として用いる場合、「（A及びB）」並びに「C、D及びE」という書き方になるのではないかと。この点からの提案。こちらの方が意味も取りやすい。また、「理解」をして「利用」すること、「誰もが」を「全ての市民が」とすることについても同様。さらに、「コミュニケーション手段を利用して、」</p>	<p>原案のとおりで問題ないと考えます。</p>	なし

		を入れたほうが本条例の趣旨に沿うのではないかと考える。これらは第3条の規程とも合致すると思う。		
	第3条(基本理念)	文中「全ての人」を「全ての市民」に変更 【理由】 前文と同様	第7条において、市を来訪する障がい者(市民でない方)も対象としていることから、原案のとおりとします。	なし
	第4条(市の責務)第1項～第3項	① 1項、2項:「利用及び理解」を「理解及び利用」に変更 ② 3項:「連携を図るものとする」を「連携するものとする」に変更 【理由】 ・ 1、2項は前述のとおり。 ・ 3項の「図る」は前文では使われるようだが、条文中ではあまり見ないように思う。もし「図る」とするならば、前文の最後も「共生社会の実現を図るため」とするのがよい。	① 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、障がい者の多様な意思疎通手段における情報取得等に係る施策を具体的に定め、全ての市民の社会参画を目指す条例としたことから、原案のとおりとします。 ② 文の構成的に問題はないと考え、原案のとおりとします。	なし
	第8条(施策の推進方針の策定)第3項1号	「障がい者の障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段の理解及びその普及・促進に関すること」に変更 【理由】 ① 前文には「多様な」の前に「障がい特性に応じた」があることから、同様にこの言葉を追記してはどうか。 ② また、第1、4条では、「障がい者の多様なコミュニケーション手段の利用(理解)及び理解(利用)の促進…」とあることから、同様がよいと思ったが、次の第2号で「コミュニケーション手段を適切に利用する」と規程されており、第1号で「理解」、第2号で「利用」と分けているので、第1号を「理解及びその(=コミュニケーション手段の)普及・促進とし、後段の「コミュニケーション手段の」は削除してはどうか。	① この場合の「障がい特性に応じた」は「多様な」に含まれていることから、原案のとおりとします。 ② 前段の「コミュニケーション手段」における「障がいの有無」は手段として多様となる理由の一つとしてのものであり、後段の「コミュニケーション手段の利用」における「障がいの有無」は障がいのあるなしにかかわらず全ての人々の利用と理解の促進に関係するものとの意味合いから、原案のとおりとします。	なし
	その他	市民参加のまちづくり基本条例では、第14条に(議会の責務)を定めている。本条例では、(市の責務)、(市民の役割)、(事業者の役割)を定めているが、(議会の責務)もしくは(議会の役割)という規定がない。まちづくり基本条例と同様に定めてはどうか。	議会や議員の責務と役割については、新潟県柏崎市議会基本条例(平成26年条例第49号)において定めていることから、原案のとおりとします。	なし
7	前文・第3条(基本理念)	前文の「障がい者を含む全ての人」が互いに…」、「相互に人格と…」と第3条の「全ての人」が相互に… ・ これらの「相互に」、「互いに」の意味するところは同じか。 ・ その意味するところは何か。例えば、コミュニケーションの障害のある人とない人相互もあり、異なるコミュニケーションの障害のある人相互もあるということか。	どちらも、関係性を持つ双方から働きかけがあることを意味することから、同じ意味です。	なし
	第2条(定義)第2号	「市民」の理解 ① 障がい者も含まれるという意でよいか。 ② 外国籍の方(外国人)も含まれると理解してよいか。	① 「市民」には障がい者も含まれます。 ② 外国籍の方も「市民」に含まれます。	なし

	第2条(定義)第4号	<ul style="list-style-type: none"> 「言語」とは何か。日本語以外のあらゆる言語が含まれるのか。 「手話」には、指文字が含まれるか。「触手話」はどうか。 「要約筆記」、「点訳」、「音訳」とあるが、「手話通訳」のない理由はなにか。 「指文字」はあるが、「点字」がないのはなぜか。 「言語(手話を含む)」とある。「点字」のことがない。点字は言語ではないという考えか。それとも「言語」の中に点字を含むということか。含むならば「言語(手話を含む)」という文言ではないと考える。 「平易な表現」とあるが、列挙されている他の手段と同列のものか。 	第2条第4号の「コミュニケーション手段」の定義において列挙しているものは、「障がい者が日常生活又は社会生活を営む上で必要とするコミュニケーションの手段」の一部を例示したものであり、本条例における「コミュニケーション手段」とは、将来的な技術革新により新たなコミュニケーション手段となり得るものも含め、障害の特性に応じて利用される意思疎通のためのあらゆる手段であるご理解ください。	あり
	第3条(基本理念)・第5条(市民の役割)	コミュニケーションに係る障害のない人もある人も、共に同じように「役割」があるという考えなのか。(コミュニケーションに係る障害のない人だけに「役割」があるという意味ではないということでしょうか)	市民全てに役割があるということです。	なし
	第7条(来訪者への配慮)	「市を訪問する障がい者」とあるが、外国籍の方(外国人)も含むと理解してよいか。	外国籍の方も「市を訪問する障がい者」に含まれます。	なし
8	その他	<p>① 対象を障害者だけでなく、児を含んでいることが分かるように。保育や教育の場でも多様なコミュニケーションに対する理解を促し、利用できる環境整備を明記してほしい。</p> <p>【理由】 幼少期、学齢期からの理解が重要と考えている。それは、障害のある人がパーソナリティ形成時からコミュニケーションを取ることが大事だし、障害がない人も早い時期から当たり前前に多様性を認め合うことが重要であると思う。</p> <p>② この条例の意義や効果、期待することなど、誰もが分かるように逐条解説をつけてほしい。</p> <p>【理由】 理念的な条例であるため、表現が抽象的だと感じた。具体的にどのような意義があり期待できるのかの解説があることで、市・事業者・市民みんなが同じ方向性で取り組むことができるのではないかと。</p> <p>③ この条例によって、障害の有無に関わらず互いを理解し、多様なコミュニケーションを利用して、誰もが心を通わせることができる柏崎市となる事を期待している。</p>	<p>① 第2条第1号の「障がい者」の定義は、障害者基本法に準じているため、「障がい児」も「障がい者」に含まれていることをご理解ください。ご意見は、今後の施策の推進方針の策定の参考とするよう当局に申し伝えます。</p> <p>② ご要望の件に関しては、本条例が制定された後に、より市民の皆様へ分かりやすく伝わるよう周知方法について検討してまいります。</p> <p>③ ご意見は、今後の施策の推進方針の策定の参考とするよう当局に申し伝えます。</p>	なし
9	第2条(定義)第4号	「言語(手話を含む)」を例えば「言語(音声言語・文字言語・手話・点字・補助代替コミュニケーションなど)」と、言語の種類を表記してはどうか。	平成23年8月に改正された障害者基本法においては、「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとも	なし

	<p>【理由】 現状では、手話をはじめとして、言語についての正しい知識を持つ市民はそう多くないと感じる。言語についての知識があまりない方や、普段コミュニケーションで特に困っていない方でも、言語には色々なものがあり、それを必要としている方がいるのだという事を認識しやすいのではないか。</p>	<p>に、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」と定められています。 国の障害者基本計画の中での表記との整合性を図るため、同様の文言を表記したことをご理解ください。</p>	
その他	<p>① 誰が見ても分かりやすい解説や動画等が必要ではないか。 【理由】 個人差はあると思うが、例えば手話を母語とする方々が、難しい表現の多い条例を読み解くこと自体が難しいのではないかと感じている。特にこれはコミュニケーションについての条例なので、誰が見ても分かりやすい解説等を用意する配慮は、誰かの不安を軽減させることにもつながり、やさしいまちへと向かっていくのではないかと感じている。例えば生まれつきの聴覚障がいがあり、普段、手話で会話をする方々にとっての母語は手話だと言われている。手話の文法や表現は、日本語とは異なることを考えると、日本語を母語とする健常者や他の障がいの方と比べて、手話を母語とする方々の日常生活でのコミュニケーションの困難度は、高いのではないかと感じている。私は移住者だが、少数であっても、そのような方々への配慮も大切にする街は、とても魅力的な街だと感じられる。</p> <p>② 発達に合わせたコミュニケーションの支援についての項目が必要ではないか。「障がいのある子どもが、自分の発達段階にあったコミュニケーション手段を使えるようにすること」を加えてほしい。 【理由】 障がいのある子どもは、成長の中で必要なサポートが変わる。進学や就職の時にも、それにあった支援が必要だと思う。</p> <p>③ 市が行う取組の進み具合を、定期的に確認したり、官民ともに進めていくような仕組みがあってもよいのではないかと感じている。 【理由】 市の取組がどのように進んでいるのかを確認し問題点を見つけたり、多くの市民が興味を持ってくれるような、市民が参加できる仕組みがあると、もっと多くの人に条例が伝わり活かされるし、より良いまちづくりにつながるのではないかと感じている。</p> <p>④ 社会の変化に応じて、条例を見直せるようにしてほしい。 【理由】 変化に合わせて柔軟に対応できるようにすることが大切ではないかと感じている。</p>	<p>①⑤ ご要望の件に関しては、本条例が制定された後に、より市民の皆様へ分かりやすく伝わるよう周知方法について検討してまいります。</p> <p>② 第2条第1号の「障がい者」の定義は、障害者基本法に準じているため、「障がい児」も「障がい者」に含まれていることをご理解ください。ご意見は、今後の施策の推進方針の策定の参考とするよう当局に申し伝えます。</p> <p>③ 「障がい福祉計画」「障がい者計画」など関連する計画における取り組みの進行管理において、関係者や市民の方が委員となっている会議体で意見を伺う場があり、今後も反映されていくものと考えます。</p> <p>④ 条例の性格上、社会環境の変化等が生じた場合には適時適切な改正がなされると考えております。</p>	なし

		<p>⑤ 条例ができてからの取組についてお願い</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市民向けに、条例について分かりやすく説明をする場を設けてほしい。 2 お店や企業、ボランティア団体にも、同じように、この条例が活かされる仕組みを考えてほしい。 3 条例の意味や用語について、一つ一つ説明した逐条解説を作ってほしい。 <p>【理由】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市内の市民団体が条例案について話そうの会を開いてくれた。ファシリテーターもあり、みんなが発言できとても有意義な会となった。市民や事業主、市議、行政など色々な方との対話の機会が沢山行われたら良いと感じる。 2・3 「事業者」とは、会社だけでなく、個人で活動している人やボランティアグループも含まれる。「障がい者」も、手帳を持っている人だけではなく、生活の中で困りごとが続いている全ての人を指す。 		
10	その他	<p>① コミュニケーション手段の中に、電話リレーサービスやデジタル機器を活用などの最新ツールも加えてもらいたい。</p> <p>【理由】</p> <p>聴覚障がいの友人がいるが、手話を言語として使用しており、コミュニケーションを取るのに電話リレーサービスを使っている。最近の意思疎通支援サービスの進化やデジタルツールの進歩は素晴らしいと感じている。こういったデジタルツールは今後も更なる発展をしていくことを期待している。</p> <p>② 何度音訳で聴いても難しく、よく分からない部分がある。是非市民へ分かりやすい解説書を作成いただきたい。</p> <p>【理由】</p> <p>例えば、定義の中の障がい者について、障害者基本法に規定する障がい者と言われても分からない。私のように目の不自由な人間にとっては、障害者基本法を自分で調べることは困難なので、詳細も併記してもらえると非常に助かる。現在、広報の中でも、度々詳細はQRコードという内容が多いが、読み取れないために困っている。デジタル難民と言われる障がい者や高齢者にも理解できる条例解説をお願いします。</p>	<p>① 第2条第4号の「コミュニケーション手段」の定義において列挙しているものは、「障がい者が日常生活又は社会生活を営む上で必要とするコミュニケーションの手段」の一部を例示したものであり、本条例における「コミュニケーション手段」とは、将来的な技術革新により新たなコミュニケーション手段となり得るものも含め、障害の特性に応じて利用される意思疎通のためのあらゆる手段であるをご理解ください。</p> <p>② ご要望の件に関しては、本条例が制定された後に、より市民の皆様へ分かりやすく伝わるよう周知方法について検討してまいります。</p>	なし